

●相談窓口一覧 ※各相談日は、祝日、年末年始(12月28日～1月3日)を除く

| 相談内容                                              | 相談日・時間                                               | 場所・連絡先                                           |
|---------------------------------------------------|------------------------------------------------------|--------------------------------------------------|
| 市民相談<br>(日常生活の相談)                                 | 月・木曜日<br>午前8時30分～正午<br>午後1時～4時(おおむね30分)              | 市民相談室(市役所3階)<br>☎(88)9132                        |
| 消費生活相談<br>(悪質商法、契約トラブル、多重債務に関する事など)               | 火・金曜日<br>午前8時30分～正午<br>午後1時～4時(おおむね30分)              | 市民相談室(市役所3階)<br>☎(88)9132または☎188                 |
| 無料法律相談<br>(弁護士による法律相談)<br>※予約が必要                  | 第4水曜日<br>午後1時～4時45分(20分以内)                           | 市民相談室(市役所3階)<br>☎(88)9128                        |
|                                                   | 日時はお問い合わせください。<br>(30分以内)                            | 市社会福祉協議会(市役所1階)<br>☎(88)8211                     |
| 行政相談<br>(道路、登記、戸籍、雇用、年金などに<br>関する困り事、苦情、要望など)     | 第1・第3水曜日<br>午後1時～3時                                  | 市民相談室(市役所3階)<br>☎(88)9132                        |
| 生活相談<br>(生活の中で直面する悩みの相談)<br>※面接相談は予約が必要           | 火・木～日曜日<br>午前9時～正午、午後1時～4時<br>水曜日<br>午後1時～5時、午後6時～8時 | 県男女共生センター相談室<br>(二本松市郭内1-196-1)<br>☎0243(23)8320 |
| 女性相談<br>(女性が抱える様々な悩みの相談)                          | 毎日<br>午前9時～午後9時                                      | 女性のための相談支援センター<br>☎024(522)1010                  |
| 女性相談<br>(夫婦や家庭関係の悩み、夫や恋人<br>からの暴力などの相談)           | 月～金曜日(随時)<br>午前8時30分～午後5時15分                         | 県中保健福祉事務所 児童家庭<br>支援チーム(旭町153-1)<br>☎(75)7809    |
| 心の健康相談<br>(心の健康、ひきこもり、アルコール<br>依存などの相談)<br>※予約が必要 |                                                      | 県中保健福祉事務所 障がい者<br>支援チーム(旭町153-1)<br>☎(75)7811    |
| こころの病、不安などの悩み相談                                   | 月～金曜日<br>午前9時～午後5時<br>午後6時30分～10時30分                 | こころの健康相談ダイヤル<br>☎0570(064)556                    |
|                                                   | 毎日<br>午前10時～午後10時                                    | 福島いのちの電話<br>☎024(536)4343                        |
| 福島県警察安全相談                                         | 月～金曜日<br>午前9時～午後5時                                   | 警察安全相談窓口<br>☎#9110または☎024(525)8055               |
| 無料法律相談<br>※予約が必要                                  | 火・木曜日<br>午前10時～正午、<br>午後1時30分～3時30分                  | 法テラス福島<br>☎0570(078)370                          |
| みんなの人権110番<br>(差別、虐待、ハラスメントなど)                    | 月～金曜日<br>午前8時30分～午後5時15分                             | 福島地方事務局郡山支局<br>☎0570(003)110                     |
| 多重債務相談                                            | 月～金曜日<br>午前8時30分～正午、<br>午後1時～4時30分                   | 福島財務事務所 理財課<br>☎024(533)0064<br>(多重債務相談専用)       |

様々な悩みや  
困りごととは相談窓口へ

市民安全課 ☎(88)9128

市や県などでは、皆さんの日常生活での悩みや疑問などを解決するために、各種相談を行っています。秘密は厳守されますので、一人で悩まず、お気軽にご相談ください。



各種相談窓口

「住み続けたいまち」へ

町内会や行政区に加入しましょう！

町内会や行政区では、地域住民が安心して快適に暮らせるよう、お互いに助け合いながら、生活に密着した様々な活動を行っています。地域の皆さんと共に力を合わせて「地域づくり」に取り組みましょう。

町内会や行政区の活動

①「いざ」「もしも」の備え

防災訓練や防犯パトロールなどを行い、災害などが発生したときに、地域で連携して助け合える「防災・防犯対策」を行っています。

②情報の発信

町内会のお知らせや広報すかがわなどを配布し、生活に役立つ「情報の共有」を図っています。

③地域をきれいに

ごみステーションの管理や地域の清掃活動を行い「快適な住環境づくり」を行っています。

④ふれあいの場づくり

伝統行事やお祭りなどの「地域交流の場」をつくり、地域住民の交流を図っています。

加入方法

お住まいの地域の町内会長または行政区長にお申し出ください。

連絡先が分からないときは、市民協働推進課または各コミュニティセンターにお問い合わせください。

☎市民協働推進課 ☎(94)4432



コミュニティセンター

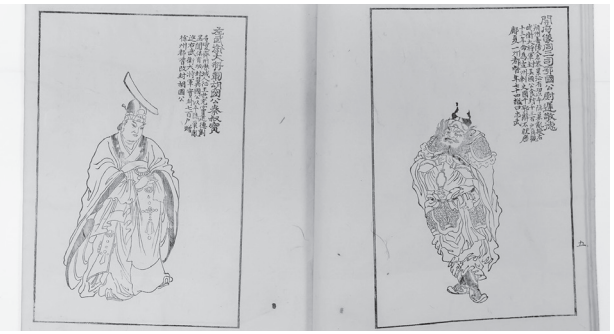
■博物館春季テーマ展

新収蔵資料展

～令和に迎えた仲間たち～

博物館 ☎(75)3239

期 間 4月22日(火)～6月8日(日)  
開館時間 午前9時～午後5時(入館は午後4時30分まで)  
休館日 月曜日、4月30日(水)、5月7日(水)  
※5月5日(月・祝)は開館  
主な展示作品 令和元年以降に収蔵した歴史・美術・民俗資料など 約50点  
観覧料  
▼大人 200円(150円)  
▼大学・高校生 100円(70円)  
※( )内は20人以上の団体料金  
▼中学生以下・65歳以上・障がい者で手帳を所持する人と介助者1人は無料  
▼昭和の日(4月29日・火)と国際博物館の日(5月18日・日)は無料  
講 師 博物館学芸員  
すががわ歴史散策  
二階堂家ゆかりの城跡めぐり  
西部とその周辺を歩く  
日 時 4月26日(土) 午前8時30分～正午  
対 象 小学生以上(小学3年生以下は保護者同伴)  
定 員 25人  
申込方法 4月10日(木)から電話または来館で受け付け  
参加費 300円(保険料など)



谷文晁写「凌煙閣功臣画像」当館蔵



須田瑛中(善二)「牡丹」当館蔵

会期中の催し

ギャラリートーク

日 時 ●4月29日(火・祝) 午後2時～3時 ●5月3日(土・祝) 午前11時～正午  
※5月3日(土・祝)は観覧券が必要

交通事故から子どもたちを守ろう！

どんなときも わすれちゃだめだよ みぎひだり

4月6日(日)から15日(火)まで、春の全国交通安全運動が県内一斉に展開されます。

新入学児童・生徒などを交通事故から守るため、ドライバーは通学路や学校周辺ではスピードを落とすなど、思いやり運転を心掛けましょう。

運動の重点

- ▶こどもを始めとする歩行者が安全に通行できる道路交通環境の確保と正しい横断方法の実践
- ▶歩行者優先意識の徹底とながら運転等の根絶やシートベルト・チャイルドシートの適切な使用の促進
- ▶自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守の徹底

地域重点 飲酒運転を許さない社会環境づくり

☎市民安全課 ☎(88)9128



俳句に関する情報をシリーズでお知らせします。

☎文化振興課 ☎(88)9172

須賀川の俳人と牡丹

須賀川牡丹園の園主だった柳沼源太郎は、牡丹栽培に精力を注ぐとともに俳人としても活躍し、市内の俳句仲間と共に俳句団体「桔槔吟社」を立ち上げました。

桔槔吟社は、俳句大会「牡丹俳句大会」を昭和初期から現在まで開催しており、市内外から多くの俳句愛好者が訪れ、牡丹に関する俳句が多く詠まれています。

須賀川の俳人にとって、牡丹は欠かせないものです。



4月下旬から5月中旬に見頃を迎える「須賀川の牡丹園」



すかがわ絵地図